

令和6年第3回伊仙町議会臨時会

第 1 日

令和6年7月30日

令和6年第3回伊仙町議会臨時会議事日程
令和6年7月30日（火曜日） 午後2時00分 開議

1. 議事日程（第1号）

○開会の宣言

○開議の宣言

○日程第1 会議録署名議員の指名

○日程第2 会期の決定

○日程第3 承認第2号 令和6年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）

○日程第4 同意第2号 伊仙町教育長の任命（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第5 議案第43号 令和6年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	井上和代議員	2番	久保量議員
3番	大河善市議員	4番	杉山肇議員
5番	牧本和英議員	6番	佐田元議員
7番	清平二議員	8番	岡林剛也議員
9番	上木千恵造議員	10番	永田誠議員
11番	福留達也議員	12番	前徹志議員
13番	樺山一議員	14番	美島盛秀議員

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 元原克也君 事務局書記 實夏三君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	総務課長	寶永英樹君
未来創生課長	野島幸一郎君	くらし支援課長	上木博之君
子育て支援課長	伊藤晋吾君	地域福祉課長	稲田大輝君
経済課長	橋口智旭君	建設課長	高橋雄三君
耕地課長	田中勝也君	きゅらまち観光課長	上木雄太君
水道課長	富岡俊樹君	農委事務局長	豊島克仁君
教育長	伊田正則君	教委総務課長	町本勝也君
社会教育課長	中富讓治君	学校給食センター所長	森一途君
健康増進課長	大山拳君	選挙管理委員会書記長	稲田良和君
総務課長補佐	古川徹君		

△開 会（開議） 午後 2時00分

○議長（前 徹志議員）

令和6年第3回伊仙町議会臨時会を開会します。
これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（前 徹志議員）

日程第1 会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、樺山 一議員、美島盛秀議員、予備署名議員に、井上和代議員、久保 量議員を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（前 徹志議員）

日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日7月30日の1日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日7月30日の1日間と決定いたしました。

△ 日程第3 承認第2号 令和6年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認

○議長（前 徹志議員）

日程第3 承認第2号、令和6年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認について、議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保 明君）

令和6年第3回伊仙町議会臨時議会で提案いたしました承認第2号について、提案理由の説明いたします。

承認第2号は、令和6年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年6月19日付で専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づき、議会に報告して承認を求めるものであります。

ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

承認第2号、令和6年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認について、補足説明があればこれを許します。

○総務課長（寶永 英樹君）

承認第2号、令和6年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認について補足説明をいたします。

予算書をお開きください。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額68億2,075万5,000円に、歳入歳出それぞれ210万円を増額し、歳入歳出予算の総額を68億2,285万5,000円とするものであります。

予算書3ページをお開きください。歳入歳出事項別明細書により、まず歳入についてご説明いたします。

14款国庫支出金、補正前の額9億7,747万5,000円に総務費国庫補助金の重点支援地方創生臨時交付金210万円を増額し、補正後の額を9億7,957万5,000円とするものであります。

歳入合計、補正前の額68億2,075万5,000円に210万円を増額し、補正後の額を68億2,285万5,000円とするものであります。

次に、歳出について説明いたします。予算書は4ページでございます。

3款民生費、補正前の額16億1,910万8,000円に、1項社会福祉費18目給付・定額減税一体型支援枠事業19節扶助費の低所得の子育て世帯生活支援特別給付金210万円を増額し、補正後の額を16億2,120万8,000円とするものであります。

歳出合計、補正前の額68億2,075万5,000円に210万円を増額し、補正後の額を68億2,285万5,000円とするものであります。

以上、令和6年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）の専決処分について補足説明いたしました。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

承認第2号について質疑を行います。

○8番（岡林 剛也議員）

予算書6ページのこの低所得の子育て世帯生活支援特別給付金210万円、これの詳細な説明をお願いいたします。

○子育て支援課長（伊藤 晋吾君）

ただいまの質問にお答えいたします。

こちらの低所得の子育て世帯生活支援特別給付金については、こちらの世帯に子ども1人当たり5万円給付する事業でありまして、国の100%事業で実施しております。それで、当初概算で出していました、実績でこの210万円分、40名分ぐらい不足したということで専決処分して、今全て支給済みとなっております。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。

これから、承認第2号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第2号、令和6年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本件を承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、承認第2号、令和6年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認については、承認することに決定しました。

△ 日程第4 同意第2号 伊仙町教育長の任命

○議長（前 徹志議員）

日程第4、同意第2号、伊仙町教育長の任命についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保 明君）

同意第2号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、伊仙町教育長に幸田順一郎氏を任命したく、議会の同意を求めるものであります。

幸田氏の略歴等につきましては、別紙に記載のとおりであります。

幸田氏は、教育職のみならず、行政機関の職を10年間経験され、また管理職としての経験も豊富であり、地域からの信頼も厚く、伊仙町教育長として適任であると考えております。

ご同意賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

同意第2号について質疑を行います。

○11番（福留 達也議員）

同意第2号、伊仙町教育長の任命について、幾つか質疑したいと思います。

まず、今回提案された幸田順一郎先生の経歴を見ますと、平成5年から平成15年まで約10年間、行政経験をされております。これに関し、教育長として、このような行政経験をなさった方が

新たに伊仙町の教育長になる、こういったことに関し、どういったメリット等考えられるか伺いたいと思います。

○教育長（伊田 正則君）

ご質問ありがとうございます。

今、町長からもありましたけど、10年間の行政経験があるというお話がありましたが、行政経験というのは、今、伊仙町にも指導主事という立場の方がいらっしゃいますが、この指導主事等を通して、各学校現場を指導する立場にあったということで、行政の経験が、いろんな人事面とか学校運営に対する指導とかの役立つということは明らかだと考えています。

また、管理職としても経験が豊富だという話もありましたが、管理職としても、いろんな学校で管理職を務めて、そしてまた、最後の犬田布小学校の時代には、地域との信頼も高く、地域とのコミュニケーション能力も高いということで評判があったと記憶していますので、こういう経験が、これから教育長として承認された場合は、大いに生かされると期待しております。

○11番（福留 達也議員）

これまで現場指導的なこと、あるいは管理職的な立場、こういった経験をなさっている方が就任されるとスムーズに移行というのか、教育長になったとしても、自分の思いだけでなく、指導的なそういったこともやりやすい、そういった意味合いだと思います。

2点目に、これまでも何回か教育長として答弁したことがあると思うんですけども、改めて聞きたいと思います。

教育長においては、令和6年2月に再任をされて、今回半年弱ということで辞任なさります。改めてこのタイミングで辞任をなさった、そういった理由、思い、お聞きしたいと思います。

○教育長（伊田 正則君）

この再任された後、5か月の経過しかたっていないということで、途中でこの職を退くということとは、本当に町民にとっても申し訳ないなと思っています。また、それプラス、学校現場にも迷惑をかけることが数多くあるかなということで、本当は全うできたのが一番よかったんですけど、それが諸事情で全うできなかったことは、現場または町民に対して本当に申し訳ないなと思っています。

私がこの時期に辞職をお願いしたということは、先般の議会でも話をさせていただきましたけど、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第10条に辞職という法律がありますが、この辞職の第10条の中には、当該地方公共団体の長及び教育委員会の同意を得て、一身上の都合により辞職することができるという法律があります。この法律に基づいて辞職をさせていただいたということで解釈しています。

まず、この辞職に至った理由としましては、まず3月の議会で、現大久保町長の辞任を表明したと。今期限りで辞職をしたいという申出がありました。その後、私なりにいろいろ考えて、次期町長選には私も参加して、町のために何かできないかなという考えを持ちました。

その中で、特に感じているのが、区長会とか女性連の会議でよく私は話をさせていただきましたけど、町長派とか反町長派とか、この町長派とか反町長派の中で、この会に参加しないとか、また役職を受けるわけにはいかないとか、または、反町長派だから役職に推薦できないとか、こういうような会話とか話の内容があったということで、私は、そういうのは伊仙町はもうやめにしたいと。全ての町民が伊仙町の発展のために、どのように自分の意見を反映させていく、また反映させるためにはいろんな表現する場をみんなが理解しながら認めていくということが大事だということで、そこには、町長派とか反町長派の言葉も通用しないぐらいの全ての町民が、伊仙町の町政発展のために参画できるという伊仙町であってなくてはいけないかなということで、まず気持ちを強く持ちました。

それから、伊仙町は子育ての町という、「子（くわ）どう宝（たから）」という言葉もありますけど、その中で、子育てこそが、また教育こそが、未来の子どもたちのためにはすごく大事な要素の一つであるというふうに考えます。

この教育を、将来の子どもたちの夢をさらに育てるためには、教育長の立場ではなくて、違う立場から、もっと高い立場から伊仙町全体を考えながら教育を考えていく、子育てを考えていく、未来の子どもたちの夢を実現するための環境を考えていく、こういうことがすごく伊仙町にとっては大事なことかなというふうに感じていますので、そういうところを私なりに考えて、来年の10月の町長選のほうには考えて、できれば自分の気持ちをそこに持っていきたいなというふうに感じたところ です。

○11番（福留 達也議員）

今のお話をお聞きしながら、本当は任期いっぱい頑張っていきたい。そういった中で、諸般の事情があって、こういったことになって、端的に言えば、来年の町長選挙に立候補していくと、そういったことだと思います。

今、教育長がおっしゃったように、これまで伊仙町、長い歴史の中でいろんな弊害があって、今おっしゃったような派閥的な意味合いのことがあって、本当に残念がっている方が結構おります。今おっしゃった、そういった気持ちを忘れずに、本当に町長選挙にも取り組んでいただきたいし、町長になった後もそれをぜひ実現して、変わった伊仙町をつくっていただきたいと。これまでと変わった、そういった思いがあります。

もう一つ、伊田教育長になってから、いろんな事業を取って頑張ってきた。これまでの教育長もそうありますけれども、伊田教育長の色というのかな、そういったのを見ながら、いろんな県内でもそれほど応募もしていない文科省あるいは経済産業省、そういったところの事業で、未来教室プロジェクト、これ言ってみれば、生徒だけではなく、こういった先生方に対するやりにくさをどう改善していくか、こういった本当に伊仙町の目玉、大島郡全体でも、鹿児島県全体でもいいです。そういったところでも本当に注目されるほどのすばらしい事業を幾つか取ってきて実現しております。

明日で退任ということでありませけれども、今後、教育長の今の思いとして、次の方、次の方もまた次の方なりのその思いがあつて教育長に就任していくことだと思ふんですけれども、その人に対して、ぜひ自分がまだできなかったそういったので引き継いでいていただきたい、そういったことがあればお聞きしたいと思ひます。

○教育長（伊田 正則君）

質問ありがとうございます。

継承していただけるもんでしたら、いろんなところを継承していただきたいというのを強い気持ちがあります。

まず、私が教育長になったときに、子どもたちの長期欠席の支援をどうするかというのが、まず大きな問題としてありました。これは、子どもだけの支援をしてもなかなか前に進めない。やっぱり子どもを支援すると同時に、保護者とか家庭環境を一緒に支援することが、長期欠席者の解消にもつながるだろうという解釈の下で、役場内の子育て支援課の課長さん、それから、地域福祉課の課長さん、教育委員会総務課の課長さん、この3課長を中心に、町全体として、まず子どもたちの悩んでいる部分をどうにか支援できないかということで、これまず発足しましたので、これは続けていきたいと思ひています。

だから、学校に行けないお子さんがいた場合に、町の教育委員会のほうで教育サポートセンターというのを設置しまして、今そこに通っている子どももいるんですが、やっぱり学習を保障していかないと、いつの日かは学校に戻ったりとか、また社会に参画して、自分の夢を実現するというときが出てくるだろうと思ひているんですけど、そのときまでに、もし学校に行けないんだったら、どっかで学習する場をつくっていくというのが、私たち大人の務めだと感じていますので、その学習サポートセンターも継続してもらいたいなと思ひています。

いっぱいありますけど、まず、今年度2学期からマンツーマンでする英会話教室、小学5年生から中学3年生まで、それぞれ今タブレットを使ってマンツーマンで英会話教室が始まります。この英会話教室を通して、英会話の技術だけではなくて、グローバルな世界に羽ばたくような、そういう夢のある子どもたちを育てたいと思ひています。

この英会話教室で、きちんと自分の言葉が、例えば世界自然遺産で徳之島に観光に来た外国の方に自分なりの言葉で説明するとか、また、自分の説明した言葉が相手に通じるという思い、自己肯定感につながるかなという気がしますが、こういう経験を通して、より広い世界に羽ばたくような子どもたちが、伊仙町でも育てられるということを大事にしていきたいなと思ひていますので、この英会話教室、オンラインでするマンツーマンでの英会話教室も続けてもらいたいなと思ひています。

ちょっとぱつと言われてなかなか思ひつきませんが、今のところはそういうところが、まず学習支援の部分、それから、困り感のある子どもたちの支援の部分とか、こういうところを大きく掲げて継承していただきたいなと思ひています。

○11番（福留 達也議員）

今、おっしゃった3つ、4つの事業、教育長が目指していたそういったものも、より大きな立場になって、次期教育長とともに、こういった事業を成し遂げて、伊仙の人材育成というのか、そういったのをより充実させていっていただきたい、そのように思います。以上で終わります。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

○2番（久保 量議員）

同意第2号、伊仙町教育長の任命について、質疑をさせていただきます。

伺います。我が町、伊仙町におきまして、過去に教育長不在や任命案が否決となった事例はあるのかを伺います。

また、今回選任されなかった場合は、本来の教育長としての職務は誰が行うのか、伺います。よろしくをお願いします。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行され、教育長については、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命することとなりました。現行のこの法制度の下、本町において、教育長不在や任命案の否決といった事例はございません。

また、教育長の職務代行については、教育委員会総務課長が行うこととなります。

○2番（久保 量議員）

不在の場合は、教育委員会総務課長ということの答弁がございましたけれども、こうなった場合に、いろんなところに影響が出ないのか、それを伺います。

○教委総務課長（町本 勝也君）

ただいまの質問にお答えいたします。

教育長の役職というのは、非常に専門性の高い役職でございます。事務の執行に関しましては、教育委員会総務課長のほうで代行するということで規定もございますが、事務処理に関しては、行政職という立場でありますので執行していくことになるかと思えます。

ただし、学校運営に関する懸案事項、また学校が抱える課題等、そういったものが発生した場合には、行政職での対応は非常に困難であるというふうに考えております。学校の校長先生方は、何かしらそういった課題が出た際には、指導、助言を教育長のほうに仰ぎますので、そういった際にはかなり支障が出るものと考えております。

○2番（久保 量議員）

分かりました。支障が出ないようにするのも、私たち議員の務めだと思います。

これで質問を終わります。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、同意第2号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、同意第2号、伊仙町教育長の任命を採決します。

この採決は、申合せにより、無記名投票によって行います。

議場の出入口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長（前 徹志議員）

ただいまの出席議員は、議長を除き13名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条2項の規定によって、立会人に大河善市議員、杉山肇議員を指名します。

それでは、投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

○議長（前 徹志議員）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

配付漏れなしと認めます。

念のため申し上げます。本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

次に、投票箱の点検を行います。

[投票箱点検]

○議長（前 徹志議員）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票を願います。

[事務局長点呼・議員投票]

1 番 井上議員

2 番 久保議員

3 番	大河議員	4 番	杉山議員
5 番	牧本議員	6 番	佐田議員
7 番	清 議員	8 番	岡林議員
9 番	上木議員	10 番	永田議員
11 番	福留議員	13 番	樺山議員
14 番	美島議員		

○議長（前 徹志議員）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。大河善市議員、杉山 肇議員、開票の立会いをお願いします。

[開票]

○議長（前 徹志議員）

投票の結果を報告します。

投票総数13票、有効投票12票、無効投票1票です。有効投票のうち、賛成6票、反対6票、無効1票、以上のおりです。賛成少数です。したがって、同意第2号、伊仙町教育長の任命は同意しないことに決定しました。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

△ 日程第5 議案第43号 令和6年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）

○議長（前 徹志議員）

日程第5 議案第43号、令和6年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）について議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保 明君）

議案第43号は、令和6年度伊仙町一般会計の既定の予算に変更が生じたので、地方自治法第218条第1項の規定により提案してあります。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第43号について、補足説明があればこれを許します。

○総務課長（寶永 英樹君）

議案第43号、令和6年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）について補足説明いたします。

予算書をお開きください。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額68億2,285万5,000円に、歳入歳出それぞれ1億559万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を69億2,845万1,000円とするものであります。

予算書3ページをお開きください。歳入歳出事項別明細書により、まず歳入について説明いたします。

14款国庫支出金、補正前の額9億7,957万5,000円に、1項国庫負担金4目災害復旧費国庫負担金1節農林水産施設災害復旧費負担金541万6,000円の増額、2節公共土木施設災害復旧費負担金の道路河川等災害復旧費負担金5,780万円を増額し、補正後の額を10億4,279万1,000円とするものであります。

18款繰入金、補正前の額3億955万3,000円に、2項1目基金繰入金の財政調整基金繰入金4,218万円を増額し、補正後の額を3億5,173万3,000円とするものであります。

20款諸収入、補正前の額1億8,169万8,000円に、3項9目消防費雑入、鹿児島県消防操法大会出場消防団補助金20万円を増額し、補正後の額を1億8,189万8,000円とするものであります。

歳入合計、補正前の額68億2,285万5,000円に1億559万6,000円を増額し、補正後の額を69億2,845万1,000円とするものであります。

次に、歳出について説明いたします。予算書は4ページでございます。

9款消防費、補正前の額1億7,700万9,000円に、1項2目非常備消防費において、鹿児島県消防操法大会出場に係る経費等293万1,000円増額し、補正後の額を1億7,994万円とするものであります。

11款災害復旧費、補正前の額7,000円に、1項1目農林水産施設災害復旧費において、10節需用費の農地水路修繕料620万円の増額、12節委託料の法面災害伐採業務委託料490万円の増額、設計委託料783万2,000円の増額、測量業務委託料300万円の増額、14節使用料及び賃借料150万円の増額等、2,430万2,000円の増額、2項公共土木施設災害復旧費1目公共土木施設災害査定費において、12節委託料の測量設計委託料531万3,000円の増額等、611万3,000円の増額、2目公共土木施設災害復旧費において、14節工事請負費7,225万円の増額等、合計1億266万5,000円を増額し、補正後の額を1億267万2,000円とするものであります。

歳出合計、補正前の額68億2,285万5,000円に1億559万6,000円を増額し、補正後の額を69億2,845万1,000円とするものであります。

以上、令和6年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）について補足説明を終わります。ご審議賜り、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第43号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第43号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第43号、令和6年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第43号、令和6年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和6年第3回伊仙町議会臨時会を閉会します。お疲れさまでした。

閉 会 午後 2時44分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

伊仙町議会議長 前 徹 志

伊仙町議会議員 権 山 一

伊仙町議会議員 美 島 盛 秀